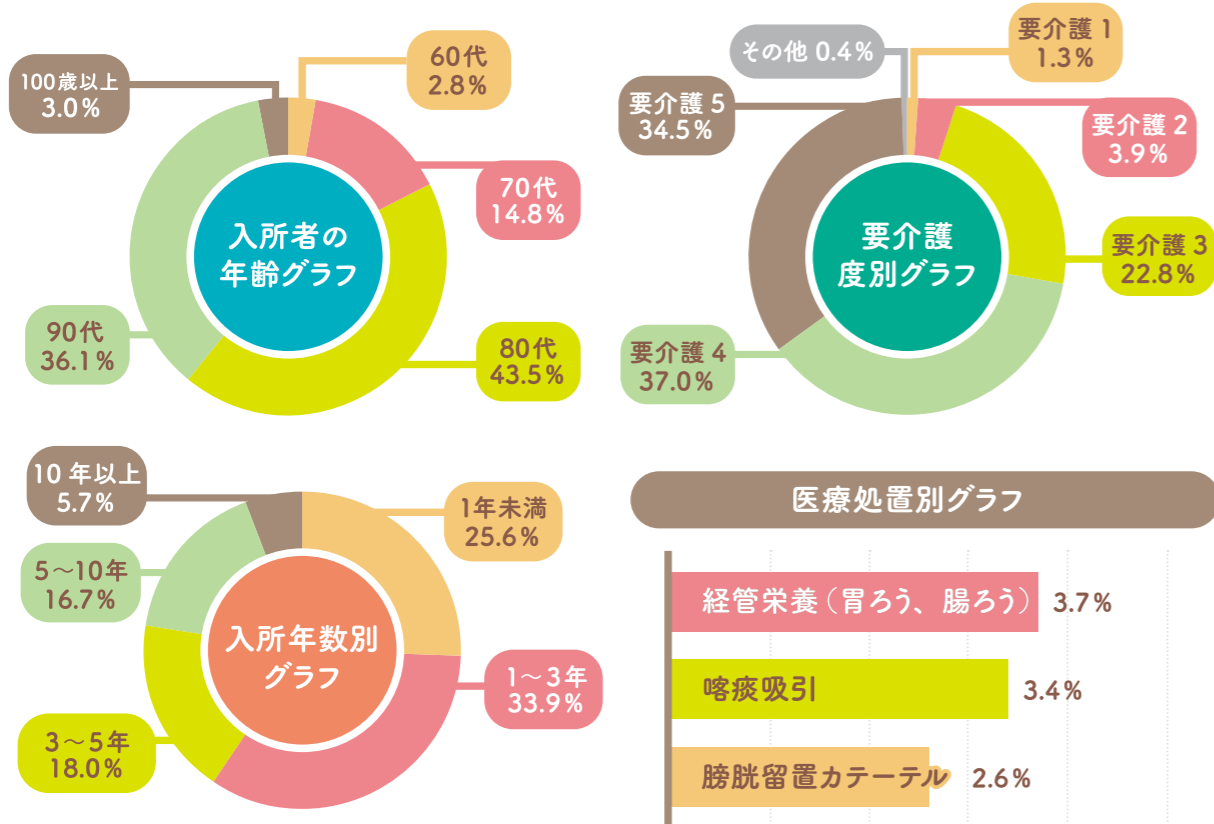


特養を取り巻くデータ、配置医師の役割、医療行為に対する報酬について

特別養護老人ホームとは

特別養護老人ホームは、常時介護が必要で家庭での生活が困難な人が、介護や身の回りの世話を受けながら生活する介護保険の施設です。原則、要介護3以上の方が入所しています。

特別養護老人ホームは生活の場であるため、常時提供できる医療は限られています。また、施設によって異なりますが、夜間に看護師がいない施設も多く、常時医療処置が必要な方の入所は限られているのが現状です。



出典：東京都福祉保健局「令和元年度施設・居住系サービス事業者運営状況調査」

特養の配置医師の役割

特別養護老人ホームでは、入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行うために、医師の配置が義務づけられています。そこで、施設では、通常1人以上の医師と配置医の契約を結び、入所者の健康管理を行っています。医師の仕事は、健康管理や予防接種、療養上の指導になりますが、その他に、処方箋の発行や緊急時対応、看取りの支援等を行うこともあります。

医療行為に対する報酬について

配置医師は、診療所の医師として、入所者に処方箋を発行するなど、必要な保険診療を提供することは可能ですが、初診料、再診料および往診料は算定できません。これらは施設からの報酬で通常、賄われています。

配置医師の疑問・不安



家族になかなか会えなくて面談ができない
看取りについて家族に理解してもらえない

本人や家族への説明は施設の生活相談員、介護職員、看護職員等と協力して

医師の役割の一つは、入所者の状態や施設でできる医療処置、看取り介護の開始について等、本人や家族と面談し説明することです。これらは医師でなければ伝えられないことばかりです。

ですが、本人や家族に理解してもらえない、なかなか家族に会えないなど、悩むことも多いかもしれません。

そんな時は、ぜひ本人や家族と信頼関係を築いている生活相談員や介護職員、看護職員と一緒に対応してください。協力して伝えていきましょう。

家族となかなか会えない場合は、施設職員に面談の時間を調整してもらいましょう。どうしても直接会うことが難しい場合は電話での代替も考えましょう。

看取りが続いて夜間に呼び出されるのは困る
死亡した日に診療していなければ死亡診断書は書けないのでは



死亡確認は翌朝でも大丈夫です。施設内でしっかり体制を

夜間の死亡時は施設の介護職員、看護職員で対応し、医師は翌朝施設に行き、死亡確認を行うことができます。施設と相談して体制を作ってもらいましょう。

配置医師として、常に入所者の状態を診ている場合には、死亡の24時間前に診察をしていなくても死亡診断書を記載することができます。



やはり何かできるうちは医療処置をすべきではないか
病院に送らなかったことを家族に責められるのではないか

最期の時は本人や家族の望む最期を

もう回復が見込まれない人生の最終段階で、最期の時を普段と変わらない生活の中で穏やかに迎えたいという方もいます。

介護職員や看護職員と一緒に、家族も悔いなく看取れるよう医師として今できることを一緒に考えましょう。本人や家族の意向を確かめながら、望む最期を迎えられるよう、苦痛や不安を取りのぞく医療的ケアが必要になります。